

平成24年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成24年6月8日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		一般質問	
第 2	報告第 4 号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報告 報告 報告 報告 即決 (一括)
第 3	報告第 5 号	継続費繰越しの報告について（一般会計）	
第 4	報告第 9 号	大竹市文化振興事業団の経営状況について	
第 5	報告第10号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 6	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度大竹市土地造成特別会計補正予算 (第1号))	
第 7	議案第42号	平成24年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	
第 8	報告第 6 号	予算繰越しの報告について (水道事業会計、公共下水道事業会計)	報告 (一括)
第 9	報告第 7 号	継続費繰越しの報告について (公共下水道事業会計)	
第10	報告第 8 号	専決処分の報告について (建物明渡等請求事件の和解)	報告
第11	議案第40号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	生活環境付託 (一括) 生活環境付託 総務文教付託 総務文教付託
第12	議案第41号	市道路線の認定について	
第13	議案第43号	工事請負契約の締結について (給食センター建設工事（建築主体工事）)	
第14	議案第44号	工事請負契約の締結について (給食センター建設工事（機械設備工事）)	
第15	議案第45号	財産の取得について (給食センター建設工事に伴う厨房機器一式)	
第16	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市 税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正 する条例）	即決 (一括)
第17	議案第38号	大竹市税条例の一部改正について	
第18	議案第39号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について	
第19	議案第36号	固定資産評価員の選任の同意について	即決
第20	議案第37号	大竹市事務分掌条例等の一部改正について	総務文教付託

+

第21 平成24年陳情第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を 生活環境付託
推進するため、地方建設業界の安定的な維持と
国の責任ある体制を求める意見書の採択につい
ての陳情

○会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 4号から日程第 7 議案第42号（報告・説明・表決・付託）
- 日程第 8 報告第 6号から日程第 9 報告第 7号（報告）
- 日程第10 報告第 8号から日程第15 議案第45号（報告・説明・付託）
- 日程第16 認 第 1号から日程第18 議案第39号（説明・表決・付託）
- 日程第19 議案第36号（説明・表決）
- 日程第20 議案第37号（説明・付託）
- 日程第21 平成24年陳情第2号（説明・付託）

○出席議員（16人）

1番	西川健三	2番	大井 渉
3番	網谷芳孝	4番	藤井 馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林 隆	8番	山崎年一
9番	細川雅子	10番	日域 究
11番	上野克己	12番	寺岡公章
13番	原田 博	14番	二階堂 博
15番	田中実穂	16番	山本孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	大原 豊
教	育 長	西尾裕次
総務企画部長		太田勲男
市民生活部長兼		塩田小百合
福祉事務所長		
都市環境部長		長谷川寿男
上下水道局長		北地 範久
消 防 長		賀屋幸治
総務課長兼任選挙		西岡 靖
管理委員会事務局長		
総務課危機管理監		平池泰憲
企画財政課長		政岡 修
地域振興課長兼任		中川英也

農 業 委 員 会 事 務 局 長
保 健 介 護 課 長
税 務 課 長
監 理 課 長
都 市 計 画 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長
消 防 本 部 消 防 課 長

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 本 八 州 宏
佐 伯 隆 文
青 森 浩
栢 英 彦
重 本 隆 男
小 西 啓 二
吉 原 克 彦
國 本 美 之

正 木 丈 治
三 浦 暁 雄

+

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、15番、田中実穂議員、16番、山本孝三議員を指名いたします。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（西川健三） 日程第1、一般質問を行います。

6月7日の一般質問を継続いたします。

2番、大井 渉議員。

〔2番 大井 渉議員 登壇〕

○2番（大井 渉） 皆さんおはようございます。また早朝より、昨日に続き御苦労さまでございます。早速質問させていただきます。市民ネット会派の大井でございます。よろしく願いいたします。本日は、2点の質問をさせていただきます。

まず第1番目に、市民の幸せの共有である福祉、それから医療・介護、教育またまちづくり、市域の活性化など多くの施策や事業に、市長御自身が6年間、取り組んでこられたと思います。私も市議会議員になりまして9カ月が過ぎましたが、想像していた以上にきつい仕事だと思っております。それはやはり、市民の皆様に対して、期待というものに応えたい。それから市民の皆様から歳費、報酬をいただいとるというプレッシャーの中でのこともあろうかと思っております。それにしては、よく「体重が減らないね。」と言われるんですけど、結構ストレスに弱いもんですから、つい食べ過ぎまして体重は減らないんですけど、そういうプレッシャーは非常に感じております。

我々議員は非常勤でございますけど市長は常勤でございます、私たち市議会議員以上に肉体的・精神的負担も多かろうかと思っております。ついこの前は腰痛ということで長いことその痛みを耐えて仕事をしておられたわけですけど、95%くらい完治されたということをお聞きしております。その市長の在任中に6年間経過することになりますが、6年を振り返りまして市長御自身、市民の皆様から評価されたと自分が実感した、あるいは市民の皆様からそういうお言葉をもらったこと、それからまた、知恵を出し汗をかき御苦労されたけど、その割には市民からの評価も低いと感じられたこと、そういうことを6年間でございますけど、市長御自身の総括をしていただきたいと思います。

また、法的には残りは約2年間でございますけど、その後はどうされるのかそこは聞く

つもりはございませんけど、残り2年間でどうしてもこういう問題には取り組みたい、あるいは一定のめどをつけたいというようなことがございましたら、ぜひそういう重要事業といいますか施策といいますか、そういうものを幾つか挙げていただきたいと思います。

市長は、よく「大竹はチャンスのあるまちだ。」ということを言われますが、私がこの何年か、10年ですか、あるいは10年以上ですか、このまちにはだんだんチャンスがなくなってきているまちだというように感じております。それはなぜかと申しますと、御存じのように大竹市は、昨日も話がありましたように企業城下町でございます。世界の経済のいかにによって、このまちは大手企業に支えられ大きな税収をもたらしていただきました。しかし、グローバル化がどんどん進みますと、そういうようなことも今から先は望めないんじゃないかというようなことも思っております。そういう豊かな時代は終えんとまでは言いませんけど、少しずつ終えんに近づいているのではなかるまいかなと思っております。

特にこの前、職業安定所、ハローワークの方とお話ししましたら、大竹市の速報値で新しいのは聞いておりませんが、2月と3月の有効求人倍率をお聞きしましたら、2月が0.63、3月は0.56でございました。これは、パート・臨時・正社員含めて1,000人仕事を求められても560人しか仕事につけないと。ということは1,000人のうち440人はこのまちで働けないと。そういうこともお聞きしまして、いろいろ話していくうちにそういうことによって人口の流出がとまらないと。ここで働いておっても仕事がなかったら、廿日市に行こう、広島に行こうと。同じアパートに住むんだったらそちらに行こうと。そういうことになると、人口流出にも大きな影響がありますよねと。それからその方が言っておられましたけど、大竹市は他のまちと比べて、非常にそういう雇用の補助金を使わない、他市と比べて非常に使わない、なぜ使わないかはわかりませんが、「使われないまちですね。」というようなことも言っておられました。

ちなみに、リーマンショックまでは1.09とか平成20年は0.98とか、ほとんどの方が希望すれば大体職につけると、職種とかいろんな状況を言わなければつけないということでしたけど、21年、22年になりましたら0.65とか0.71とか非常に下がってまいりました。特にことしの3月なんかは0.56でございます。それは、昨日も先輩議員のほうからそういう質問もありましたけど、仕事がないと定住促進も難しいと。この数字がそういうものを、すべてではありませんけど、あらわしてるのではなかるまいかと思っております。

そういうことも踏まえまして、今までの総括と今後2年間の取り組みたい、あるいはどうしても取り組んでおきたいということにつきまして、市長御自身の御評価をお願いしたいと思います。

次に、小方小・中学校、栗谷中学校、阿多田小学校、穂仁原小学校の統廃合の話し合い、小方小・中学校は既に決まっております。来年の4月から小方ヶ丘のほうに移転になります。その他の学校につきましては、どういうふうな話し合いになっておるのか、その辺の進捗状況と申しますか、ことし中にめどがつくのか、保護者だけでなしに地域住民との話し合いはどのように進んでおるのか、その辺についてもお聞かせを願いたいと思います。

そして、それに伴いまして、もしそういう話がついたのであれば、校舎や体育館などの

教育施設の解体、取壊しという計画も出てくるように委員会では聞いております。文科省のほうから約1億9,000万円という補助金もいただくというような話も聞いておりますけど、どこをどのように解体され、あるいはどこをどのように残されるのか、その解体することによって、また避難箇所の問題も出てまいります。避難箇所がなくなる可能性もあるわけでございます。小方地区は確実に今、市内に避難箇所が57カ所ですか、その中の小方小学校・小方中学校は避難箇所としてはなくなるわけございまして、これは一方的に市のほうから「ここに変えます」とか「ここにします」ということはできないのであって、当然、地元住民の人にきめ細かな説明とある程度の合意が必要だろうというふうに聞いております。そういう問題。それから、残されるとしたら、どういう目的で残されるのか。あるいは解体した後の避難箇所はどういう計画なのか。

それから、もう一つ松ケ原小学校でございますけど、今、松ケ原小学校は地域の人がゲートボールとかそういうものをして、その一部グラウンドを使っているというふうには聞いております。ここも2年くらい前までは避難箇所だったようでございます。管理人は多分おられない廃校跡地でございますので、だけどそこに新しく公民館ができて、そちらのほうで避難箇所になったというふうに聞いております。この松ケ原小学校も含めてこういう教育施設、こういうものを今後どういう活用をされるのか、耐震強度がないから壊すといわれたら、57カ所の避難箇所はほとんど壊さなきゃなりませんので、そういうことはないと思っております。

それから、昨日の同僚の藤井議員さんの質問と重なりますけど、今の小方の小・中学校につきましては、もう決まっておるわけでございますので、早いこと市長がどういうふうにするかという方針を出されないと、まちづくり対策特別委員会で話をしても、ただ陳情書の取り扱いだけで終わります、その次はすぐ、玖波地区の駅周辺の話し合いに移りました。だからまちづくり委員会で一生懸命やってるといっても、陳情をどうするかというだけの話でありました。

それから、この前、資料請求をさせていただきまして、小方地区につきましては22年5月27日と6月28日にJRと協議をされておまして、これは新駅設置の期成同盟会からの要請に伴いまして調査をされておると。設置はJRのほうは可能だと。新駅の収支に見合う住戸の張りつけ、半径1キロ圏内の居住状況、主要道路の交通アクセス・整備等が進入道路、駅前広場、ロータリー、そういうものがJR西日本の見解ということでありましたけど、これを期成同盟会だけにお話しするのがいいことなのか、自治会、その他の地元にも、もう少し懇切丁寧にお話されるべきじゃないのかと思っております。

以上、2点についてお聞きしますので、よろしく願いいたします。壇上での質問は終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大井議員には、腰痛のこと御心配いただきありがとうございます。30年以上持ち続けておりました腰の痛みが、ほぼ90%完治いたしました。本当にありがとうございます。御心配をおかけしました。

市長職にありますと、あれをしてほしい、これをしてほしいという市民の皆さん方の純粋なお声を、そして悲痛なお声をたくさんいただきます。それは議員の皆さん方も一緒であらうかと存じます。そのたくさんのお声の中から、将来を見据えて今なすべきことを選択し決断する、市政を預かる私どもの使命であらうかと思えます。日ごろ、市民の皆様に向けましては、「このようなことをいたしました。」という機会はなかなかございません。大井議員には、今回、御質問をいただきました。公式の席で、初めてそういうことが答弁できます。機会をいただきましたこと、ありがとうございます。

大井議員の御質問にお答えいたします。

まず、市民の幸せや市域の活性化に取り組んできた6年間の評価について、お答えをいたします。

1点目には、自身が評価できるもの、また市民からも評価を得たものをお尋ねでございます。私は、6年前に市長にならせていただいたときから、信頼という言葉を胸に、「市民を大切に」「大竹っ子を大切に」「先人の蓄積を大切に」というまちづくりに対する基本姿勢で、まちの持ついろいろな可能性を生かし、未来を感じることができるとしてまいりました。市民の皆様、お一人お一人が笑顔で元気に暮らせる。生きがいを持って輝く人になれる。日々を幸せな気持ちで過ごしてもらえる。そのような思いを持ちながら、昨年にはわがまちプランを策定いたしました。就任以来、よいまち大竹に向けた決断を繰り返し、職員と一緒に邁進している日々でございます。

市民の皆さんからのお声は、謙虚に受けとめさせていただきますが、評価につきまして
十
は、後年いろいろな方々がしてくださると思っておりますので、この場では、これまで取り組んでまいりました主な施策や事業を幾つか挙げさせていただきます。

縮小均衡による沈んだまちにならないよう、すべき仕事はきちんと行いながらも、過去の大きな宿題を解決しながらも、財政規律を保つことを基本にしてまいりましたので、平成23年度末までに約64億円の市債を減少させるとともに、企業会計や特別会計を持続可能な会計にしてまいりました。具体的には、大願寺地区の使途の変更や売却、また大願寺地区の市道認定や給食センターを災害時の食糧供給基地と位置づけたことなどが挙げられます。

次に、歳入面では、県内他市や類似都市と比較して飛び抜けて低い交付水準にある特別交付税の増額について、国に繰り返しお願いしてまいりました。結果として、就任以来これまで毎年度増額いただいております。平成23年度交付額を平成17年度と比較いたしますと、約1億6,000万円の増となりました。大竹市が国を信頼申し上げて、地域の特殊事情を訴え続けたことが、理解していただいた結果であらうと思っております。

また、チャンスの多いまち、住んでよかったまちの実現のために、3段階の財政改革を実施した上で、平成21年度から都市計画税を負担していただく決断をさせていただきました。市民の皆さんに、ともに荷を担いでもらった結果として、年間1億4,000万円を超えるまちづくりのための財源を生み出しております。

また、決断の大きさからいえば、在日米軍再編問題への対応が挙げられると思います。国が決定した国防の方針について、市民の皆様の安全をお守りするのが使命である大竹市

として、基地に隣接したまちであっても、市民の安心を確保することができるのであれば、大竹市を今よりもっとよいまちにできる方策を立てることができるのではないかと考え、断固反対を貫くより、国との信頼関係を築き、我慢を表明するという苦渋の選択をさせていただきました。

その決断の結果得られました財源は、大竹市を愛する人づくりに向けては、大竹小学校、小方小・中学校の耐震化、老朽化を解決する建てかえなどに。生活基盤の整備に向けては、道路の改良や雨水ポンプの更新など、さらには地域公共交通の安定的な運営資金に。安全なまちに向けては、高規格救急車や消防車両の充実など。安心できるまちに向けては、大竹に暮らしながら安心して出産に備えられるようにとの思いから、妊産婦検診費用の支援や、乳幼児等医療費助成拡充の資金、さらには阿多田診療所の運営資金など、安全・安心をキーワードに多くのことをなすことができました。

これまで6年間、将来を見据えながら、その時点で最善と考える決断をしてまいりましたが、評価につきましては、後年、皆様方がしてくださると思っており、それにつきましては謙虚に受けとめたいと思っております。

次に、2点目の全力を尽くしたと思うような成果が得られなかったものと、3点目の今後、取り組む重要課題として優先順位をつけるとしたら、につきましては、時間がかかりなかなか達成できないが今後もしっかり取り組みたいという相関関係がありますので、一緒にお答えさせていただきます。

やりたいと思ってもなかなか思うように進んでいかないもの、まさに地方行政の世界では、一つのことを決断するまでには相当の時間が必要なことが多々ございます。また、時とともに社会情勢が大きく変わることもございます。思うような成果が得られないというより、大局を見据え何事もあきらめず、目標に向けて一步一步進んで行く姿勢が重要であろうと思っています。もちろんこれは、最初に決めたことは、財源も考えずに何が何でも実施するということではございません。実際に、わがまちプランで取り組もうとしている重要取組方向は、どれをとっても時間のかかるもので、私の残り2年の任期の間に少しでも形にしたいと思っていますし、前期基本計画に掲載された主な取り組みにつきましては、計画どおりに進めていきたいと思っていますが、やはり私は、何よりも大竹を愛する人づくりに今後も取り組んでいきたいと思っています。

まちをつくるのは、議員の皆様、市民の皆様、職員、そして私も含め「人」でございます。そして、よいまちに向けて動こうというエネルギーは、大竹を愛する気持ちから生まれるものだと思います。とかく人は、大人になれば、特に他人からこのようになってほしいなどと言われると、今の自分を否定されたような気持ちがどこからともなく湧いてくるのか、どうも素直になれないものでございます。教育というのは難しいものだと考えております。だからこそ、ここは教育委員会の職務権限だからと割り切らず、一緒になって取り組み、すべての政策の根底となる人づくりをしっかりとやっていきたいと考えています。

次に、2点目の統廃合の進捗状況及び教育施設の解体計画と今後につきましては、学校統廃合に関する保護者との話し合いの状況、統廃合後の校舎等の解体につきましては、

後ほど教育長からも答弁がございます。

まず、校舎、体育館の解体後の跡地利用に関しましては、地域振興課が地域との協議の窓口となり、進めていくこととしています。阿多田地区につきましては、阿多田小学校PTA会長と教育委員長との間で学校統合の合意がされました。これを受け、本年5月10日に開催された阿多田島離島振興協議会に教育委員会と地域振興課が出席し、PTAと教育委員会の協議についての経過を報告しました。また、今後の跡地利用については、地域振興課が市の窓口になり、協議をしていくことの確認をさせていただいております。その他の地区につきましては、後ほど教育長が説明いたしますが、現在PTAと協議をしている段階であり、今後、合意に達すれば、地域振興課が地域との協議に入ります。

続いて、学校が避難場所に指定されていることと校舎の解体に伴い避難場所がなくなることにつきましては、関連いたしますので一緒にお答えいたします。

市では、今年度、土砂・浸水ハザードマップを策定する予定でございます。現在、準備を進めているところでございます。日程といたしましては、11月ごろにハザードマップの案ができ上がり、その後、これをたたき台に市民の皆様に防災に関するさまざまな御意見を、各地区で開催する予定の住民説明会でいただこうと考えております。今年度末には、いただいた意見を反映させたハザードマップが完成する予定となっております。

さて、現在指定されている統廃合の対象となっている学校等の避難場所は、ハザードマップにどのように反映されるかとの御質問です。平成24年6月現在、大竹市では市内57カ所の公共施設や民間施設を避難場所として指定させていただいておりますが、57カ所の避難場所は、地震・洪水・津波・高潮・土砂災害等すべての災害に対応できる施設ばかりではございません。また、公共施設の統廃合の問題もありますので、これらを踏まえて現在、避難場所の見直し作業を実施しているところでございます。見直しにつきましては、各地区における住民説明会の場でお伝えをいたします。また、見直しを行った地区につきましては、新たに指定された避難場所は、これまで使用していただいた場所に比べると、多少避難に時間がかかるかもしれませんが、安全で安心できる場所であることの御理解をいただきたいと考えております。

最後に、旧松ケ原小学校の今後の予定についてでございます。

現在、松ケ原地区の避難所は旧松ケ原小学校でなく、平成21年度に建設した松ケ原集会所となっておりますので、今後の活用につきましては、松ケ原自治会とも話をしながら、地域振興への活用も含めて考えていきたいと思っております。地域振興に貢献できるものということであれば、民間売却につきましても否定するものではございません。この考え方につきましては、旧松ケ原小学校だけでなく、解体されずに残る他の施設についても同様でございます。

以上で、大井議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、大井議員の御質問にお答えいたします。

2点目の、小方小・中学校、栗谷中学校、阿多田小学校、穂仁原小学校の学校統合の進

捗状況についてでございますけれども、本年3月定例会の本会議におきまして、これまでの取り組み状況を答弁させていただきましたので、その後の状況についてお答えさせていただきます。

地域との統廃合協議の状況でございますが、阿多田小学校の保護者とは、ことし2月に統合について合意し覚書を締結しております。地域の方々には、先ほど市長のほうから答弁ありましたけれども、5月10日に開催されました阿多田島離島振興協議会との会合におきまして、合意に至る経緯を説明し、今後は市長部局を中心として跡地利用等について話し合いを進めていく予定でございます。

穂仁原小学校の保護者からは、統合に関する条件面での要望をいただき協議を進めております。スクールバスの運行等についての要望をいただいておりますので、合意できるような協議を進めたいと考えております。栗谷中学校は、4月から休校としておりますので、今後、統合に向けた協議は、地元の方々と進めていきたいと考えております。

次に、統合後の既存校舎等の解体工事についてでございますけれども、昨年度、文部科学省から小方小・中学校の統合移転事業として、平成23、24年度の2カ年で総額9億1,278万1,000円の国庫負担金の交付決定を受けております。

当初は、補助の範囲内で解体工事を実施できるとは考えておりませんでしたけれども、入札の結果、予定価格に対して相当低い額で契約することができましたので、補助金ベースで約1億8,000万円、事業費ベースでは約3億6,000万円の剰余額が生じる見込みとなっております。建築工事のみを補助対象とするのであれば、この額は国に返還するよう事務処理をすべきものでございますけれども、解体工事への充当の可能性もあることから、国の予算を平成25年度に繰り越していただき、平成24年度の補助事業として執行できないか、昨年度来、県教育委員会と協議をしているところでございます。

現在の計画といたしましては、小方小・中学校、阿多田小学校、栗谷中学校の各建物のうち耐震性に問題がある建物の解体設計を、当初予算に計上している予算の範囲内で実施する予定でございます。仮に国庫負担金の繰り越しが認められた場合には、まず小方小・中学校の解体工事を優先的に実施し、執行残を見ながら、阿多田小学校、栗谷中学校の解体に取り組んでいきたいと考えております。

一方、昭和57年以降の建築である穂仁原小学校、阿多田小学校体育館、小方中学校体育館については、解体を予定しておりません。

以上で、大井議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） 市長には、懇切丁寧に今までの御自身の評価をお聞かせいただきましてありがとうございました。私がそれにつきまして、余り口を挟むべきでもなかろうかと思っております。

ただ一つ私が気がかりなのは、市長がよく口にされておりました「この大竹にはチャンスがある」という言葉と、それから先ほど申しました仕事がない、有効求人倍率も0.56というように非常に低い。そうしますと、それから人口も当然、大竹だけじゃなしに日本全国は、2年前ですか、もう減少傾向にあるわけでございます。この中国地方だけをとって

も1年間に大竹以上の規模の人口が、中国県下でも3万2,000人減ってくるというような数字も出ております。こういう中で、人口をふやすとか、そういうことはなかなか難しい問題だと思っております。

しかし、人口が減りますと、先ほど六十数億円の市債、借入金を少なくされたということでございますけど、私はもう一工夫も二工夫もしていただいて、とにかく今、借入金を少なくしておかないと、人口が減れば、その借入金を人口が減った人数で払わなきゃならないと。ですから、第五次総合計画も、今は絶対つくらなきゃいけないところまで、法も変わってはおりますけど、ビジョンがないまちということになりますので、それはそれなりに必要かと思うんですが、わがまちプランにつきましては、私は余り評価といいですか、一生懸命つくられた方には申しわけないと思うんですが、財源のことが書いてないんですね。だから、委員の方いろんな多くの方がかわかれとるんですが、各地域あるいは各団体の方が入っておられます。それが、こういうまちになったらいいねという理想を述べられて、それが総合計画にうたわれておって、裏づけとなる財源ない、財源措置がないわけです。

ですから、なかなか「いつから始める」と、「このようにする」と言われましても、非常にファジーな書き方になろうと思います。実施計画も3年ごとにつくられますけど、実施計画の中でもそういうファジーな書き方になろうかと思っております。先ほど市長が言われましたように、財源が確保できなければその事業は進められないわけでございます。だから、あくまでもあれは、目標といいますかそれほどそれに向かっていう形で進めると、非常に大きなプレッシャーになろうかと思うので、その辺は、あくまでも計画だと、目標だというふうにお考えいただいたほうがいいのじゃないかと思っております。1番の問題につきましては、終わらせていただきます。

引き続き、2番目の小方小・中学校、栗谷中学校、阿多田、穂仁原小学校の統廃合の進捗状況、そしてそれに伴う校舎の解体、それから教育施設の解体（取壊し）計画、跡地の利用計画について、少し再質問させていただきます。

先ほど、教育長のほうから、ここをこういうふうに解体するんだというお話がありました。それから、財政のほうでは、1億9,000万円、文科省のほうからそういう内々というか正式というんですか、解体費用もいただいておりますということでございますので、当然それは有効活用したいという気持ちもあるでしょう。

しかし、小方地区におきましては、今度はどこが避難箇所になるのか。それはいつからそういう地元説明を始められて、避難箇所をかえられるのか。それから、民間売却という話も昨日来出ておりました。小方の小・中学校跡地でございますけれど。総合計画は、私余り言うべきじゃないと思っておるんですが、とりあえず総合計画に書いてありますので、JR小方新駅もつくるという方向で、一部先ほど説明しましたが、資料の中にもJRとの話し合いも行われて、期成同盟会とお話されておるようでございますけど。今年度、晴海臨海公園に4,500万円かけて地質調査あるいはあそこの公園の図面を描かれる予算が計上されております。これは、数年前ですよ、入山市長になられて、県からあれを譲渡していただいとるもんですよ。だったらですね、もう少し小方駅をつくる、これつくるこ

とがいかどうかってことはまた皆さんの判断があらうかと思うんですが、とりあえずつくるという方針を出された以上は、後にいただいた県の土地の図面は、ことし4,500万円計上しておられるけど、小方駅を跡地あるいはJRをこのようにつくる、この場所にこのようにつくと、そういう図面がまだ1枚も出てきてないと思うんです。順番から言うたら当然そちらが先だと思っております。なぜそれをつくらないのか。それが、先ほど市長が言われた地域住民との信頼関係じゃないんですか。そういう約束をしておられるんなら。図面の一つや二つぐらいは描かれてもいいと思いますよ。臨海公園より先に描くべきじゃないかと思っております。

それから、耐震強度があるから残すんだと、校舎あるいは体育館等につきまして。体育館ですか。その後の計画っていうのはあるんですか、残されて。例えば、小方中学校を残されると聞いております。そうすると、とりあえずきょう現在は民間売却で、小方中学校の体育館も28億で売却すると。体育館を残されると、その28億からマイナスになるんですか。それから28億のうちのあそこの体育館は、何に使われようとしとるんですか。来週ですか、生活環境委員会で大竹総合科学専門学校の跡地も視察するようになっております。あそこもあります。いろいろ残されても目的をどういうことにするかという、目的がちゃんと練られてそういうものを決められるべきじゃないかと。穂仁原も残されるという話ですよね。なぜ穂仁原を残されるんですかと。なぜ必要なんですかと。幾つか申し上げましたけど、御答弁のほうお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 臨海公園の図面を作成し、何で小方新駅の図面を描かないか。設計するために数千万円かかるわけでございます。岩国大竹道路の詳細設計もできていない中で、小方駅の計画を立てるとということについては、まだまだ確定要素がございませんので時間がかかります。

また、晴海臨海公園につきましては、先ほども申し上げましたように、再編交付金、防衛省からの補助金をいただいてのいわゆる避難場所としての公園ということでの位置づけの中で、お金をいただいて財源をいただいた中での事業でございますので、それにあわせてやるということで、順番がそういうことでございます。今、議員がおっしゃったことは、小方新駅は、一日も早くつくってくださいという御要望であらうかというふうに理解いたします。小方新駅につきましては、全力を挙げて実現ができるように、いろんな知恵を絞ってやっていきたいというふうに考えます。

それと、耐震力がある建物を何で壊さないか。数千万円かかる解体を、今の時点で耐震力がある校舎、それも補助金をいただいてまだ残っている建物でございます。大きなお金をかけて急いで壊す必要がないということで残させていただき、利用についてはあらゆる方法を考えたいということで残させていただいております。壊すことについては、更地にしたほうが売りやすい土地になるのはわかっておりますが、壊すためには大きな費用がかかるということと、さらに補助金をいただいたところの返還問題等についてもきちっと精査しなきゃいけないということも、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

「第五次総合計画反対だ。」というふうに明言されました。全市民の皆さん方の御意見

をいただき、長い時間をかけて多くの議員の皆さん方の御意見をいただいた中でつくった計画でございます。私は、そのことがすべての計画の基本であるということに位置づけておまして、予算につきましても、すべてそれと整合性があるような形で組ませていただいておりますので、それを否定されることにつきましては、大変行政の運営の面で難しい問題が出てくるので、この件につきましてはじっくり読んでいただきまして、どうか御理解を深めていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） ちょっと誤解がないようにしていただきたいと思います。

私は、第五次総合計画は反対という意味じゃないんです。そういうものをつくられると、結構それに縛られていろんな理想的な絵に描いた餅といったら失礼かもしれませんが、そういう形になるということをや々にしてあるんじゃないかなと。過去の第一次から第四次までの総合計画も少し読ませていただきました。特に人口面とかに関しましては、第一次から第三次までは5万人でございます。第4次で3万5,000人になりました。今度は、目標から突然、指標に変わりました、3万人という。どれも実現されておられません。人口問題一つとっても、大きな乖離がある。あくまでも計画だと言われればそうなんです。だから私は、先ほど言いましたように、「あくまでも目標、計画ですよ。」と。「だからそれに余り縛られると、柔軟な市政運営ができないんじゃないでしょうか。」ということをお願いしたんで、決して反対という意味ではございません。だから、各地域、各会の皆さんが、それぞれのことを委員会で申し述べられたわけでしょうから、いろんな意見が出たものをその中に凝縮されると、当然、財源も書けないような状態でしょうし、当然10年間かけてもできないこともかなりあるかと思います。でもこれは、つくったらいいねというぐらいにとどめないと、これが足かせになる可能性もあるから、そのくらいの気持ちであつたほうがいいんじゃないですかということを私は申し上げたつもりでございますが、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、先ほど市長のほうから、小方駅の図面につきましては、岩国大竹道路との関係があるんで、またそれが示されないんで描けないということを申されましたんですが、ちょっとよくわからないんですが、私がJRに聞きますと、いつでも計画案を持ってこられれば話し合いに応じますと。それは、「大竹駅それから玖波駅、ここの乗降客が減らないような、そして新たにその新駅ができることによって、新たな乗降客が生まれるという計画案があれば、いつでも土俵に乗りますし話し合いに乗りますよ。」と言われております。今、岩国大竹道路とどういう関係があるのか。岩国大竹道路はいつごろめどがついて、いつごろ図面が描けるのか。私はそれが小方新駅が必要かどうかというのはよくわかりません、はっきり言って。だけど私は、一つの約束事だから、それを聞いとるだけなんです。その辺を、もう少し詳しく御答弁いただければと思います。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 駅をつくるためには、今、議員がおっしゃられたように利用客が確実にふえる。そして玖波も大竹も減らないというような計画も必要になってまいります。そういう意味では、小方小・中学校の跡地をどのようにするかということについて、ある程

度のめどが見えてこない、ＪＲさんが納得することは非常に難しいということもございます。幅広くいろんな視点で物事を考えてやっていきたいというふうに思っているので、時間はかかるかと思いますが、前向きに私の考えではしていきたいという思いを申し述べたわけでございまして、決して約束をしたということではないというふうに理解をいたしております。

また、人口の問題でございますが、これはもう今の日本の国の構造で行けば、そのままの構造が変わらなければ減り続けるわけでございます。しかし、この構造を変えていく、人の心を変えていき子供３人でも生み育てていこうというような気概を持つような国民に変わってきたときに構造が変わってきます。そして、人口の形態も変わってくるということでございます。これから生もうと思えば子供３人生み育てられるような社会をつくり上げていくということが非常に大切だということで、決して減っていくからあきらめて負の循環に陥るのではなくて、次の時代に夢を持ちながら明るい展望を望みながら、正の循環に戻していくという努力をし続けるということで、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、第五次総合計画は、委員の皆さん方が絵に描いた餅にならないように、具体的に実現性がある計画をつくろうということで長時間かけてつくってくださった計画です。だから、これを基本に予算を組むということをしていただいているわけでございます。ただただ、あれは夢よということであれば、まさに絵に描いた餅の計画になります。そうならないように、それを基本としてこの行政を動かすというすべての基本であるという立場に立って、物事を動かしていこうとしているわけでございますので、どうかそのところを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 大井議員。

○２番（大井 渉） 先ほど、ちょっと質問した中で、今のことはよくわかりました。

お金がかかるから耐震性のある施設は解体しないということですけど、そういう考え方でもいいのかどうかっていうのを、今ふと思ったんですが。何か有効活用したいということも考えられるということではありますが、今回で４回一般質問させていただくんですが、よく「検討します」とか「今から協議します」とかという言葉が使われるんですが、期限を余り切られないと。民間だったらほとんど期限は切ります、ちゃんと。いついつまでにと。できなければできないように、こういうところとかこういうところが難しいからできないと。そういうことをちゃんと総括します。だけど、今まで私が、きょうで４回目の質問をさせていただきましたけど、なかなか見えてこないというのは、期限がわからないんです。だから先ほど言いましたように、総合計画でもそうです。きのうも質問がありましたけど、教育施設を１００億とかありますけど、そんな金なんかあるわけないわけですから、いつになるかわかりません、はっきり言って。だから、書くのはいいですけど、だからその総合計画もちゃんとした、そりゃ皆さんが熱心にやられたわけですから、それはそれで私は評価はしますが、ただ財源の裏づけがないわけですから、余りそれに縛られると、柔軟な市政運営ができないんじゃないかということを危惧しただけでございます。

あと最後に、これはちょっと質問とは違うんですが、市長さんがもし答えられるのであ

れば、答えていただきたいと思いますし、答えられなければ答えていただかなくても結構でございます。

1つは、今大きな問題になっております原発の再稼働について、大竹市長はどういうふうにお考えなのかと。それから、税と社会保障の一体改革。これについては、国会のほうでばたばたしておりますけど、どういう御見解をお持ちなのか。

それから、新聞報道でもありますが、岩国の錦帯橋空港がことし12月には開港ということになります。市長もいろいろ東京等に御出張でしょうけど、今後、広島空港を使われるのか錦帯橋空港を使われるのか、答えられなければ結構でございますし、もし答えられるものがあれば、これは事前通告しておりませんので、これを最後の質問とさせていただきます。以上でございます。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 一般質問でございますので、市長という立場で答えるべき今この場でございますので、幅広くいろんな方々の御意見をいただいた中で、発言すべき大きな問題でございます。個人的な見解、もしお求めでございましたら、市長室にいつでも来てください。私の考え方をしっかりと述べさせていただきたいというふうに思いますので、御容赦をいただきたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） 以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 続いて5番、乃美晴一議員。

〔5番 乃美晴一議員 登壇〕

○5番（乃美晴一） 民政クラブの乃美でございます。最後になりますが、よろしくお願いいたします。また、昨日、児玉議員が質問した内容と一部重複をいたしますが、発災現場に一番近い議員ということで、御容赦いただきたいというふうに思います。

4月22日、日曜日の未明に発生した三井化学岩国大竹工場の爆発事故に関して、大竹市の石油コンビナート等防災計画における情報収集・広報活動・避難指示等について、お伺いをいたします。

まずは、今回の爆発でお亡くなりになられた従業員の方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、おけがをされた方のお見舞いを心より申し上げます。コンビナートで働く関係者は、事故を発生させないように、日夜緊張感を持ちながら業務を遂行していますが、今回の事故発生はまことに残念でなりません。本市も、コンビナートとともに発展してきた歴史があり、事故防止に消防を初めとする関係機関において、最大限の努力をしてきました。お隣のまちではありますが、今回は起きてはいけない事故が発生をしてしまいました。

大竹市は、自然災害に対応できるように、地域防災計画を策定しています。またこの計画が機能するように、災害対策本部マニュアルも策定をされています。この地域防災計画は、石油コンビナート等の災害に対応するには策定されていません。工場の事故対応は石油コンビナート等災害防止法、一般的には石災法と呼ばれますが、この法律の定めにより石油コンビナート等防災計画を策定することとなっており、岩国・大竹地区コンビナ

ートも策定をされています。

この計画の目的は、「関係機関が実施すべき事務または業務及び行動の基準を定めるとともに、相互の応援協力体制を確立する等、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から地域住民の生命・身体及び財産を保護することを目的とする。」とあります。さらに計画の基本方針に、「災害防御の主眼は、人的被害の防止に置き、住民等の安全対策を最優先すること。」とあります。この計画は、住民の命を守りますという計画のはずです。

工場を運転する特定事業者の責務も記載をされておりますが、住民の命を守れるのは行政の役割です。工場で爆発事故が発生すれば、特定事業者は、その現象を通報する義務が発生します。大竹市側で発生すれば大竹消防へ、和木・岩国市側で発生すれば岩国消防へすることになります。その後、事の大きさにもよりますが、県知事を本部長とする災害本部が設置をされます。今回は、山口県です。災害現地防災本部も設置をされます。今回の本部長は市長です。今回は和木町長になります。特定事業者は、現地本部への状況の報告を、速やかに行わなくてはなりません。昨年の東ソーの爆発火災事故を受けて、この状況報告の問題点を改善しようと、現地連絡室の設置が決まったばかりでした。今回の事故でも、設置が確認をされています。

今回、大竹市は、この現地連絡室と連絡をとることができませんでした。5月18日に開催された議員全員協議会で、事故対応の経過が報告をされました。2時15分の爆発事故発生、消防において2時17分、三井化学岩国大竹工場の爆発火災を確認、2時24分、小瀬川沿いでガス検知活動を実施、異常のないことを確認、2時48分、消防車1台にて広報開始、3時市役所に警戒体制を敷く、3時13分、ガス検知活動「異常なし」、5時3分放射能測定「異常なし」、7時28分、防災行政無線市内一斉放送とのことでした。

この発災時は、風は海から山側へ吹いていました。この間、大竹市は、情報がほぼない状態でした。県境の壁の高さを感じたはずですが。このときに、速やかにガス検知できたことは最良の判断だと思います。

しかしこの間、ガス検知しかできなかったことが問題でもあります。防災計画では、住民の避難についても定められています。南栄2丁目・3丁目は、大竹小学校に避難をなささいという計画になっています。今回、避難指示を出すまでには幸い至りませんでしたが、避難指示は、市長または警察にしか出せません。再爆発の可能性がある場合は、速やかに避難指示を出さなくてはなりません。避難指示を出すためには、正確な情報が必要です。また、正確な情報をもとにした詳細な避難計画が工場ごとに求められます。

今後、山口県、広島県及び関係機関で、今回の事故を受けての検証作業が実施をされます。この計画の不備を、大竹市として指摘していく必要があります。

また、市の職員等への、この防災計画の周知が必要だと考えますが、市長の御見解をお伺いをいたします。

また、想像してみてください。日曜日の夜2時15分、突然の爆音と震動がした。起きてみると家の窓ガラスが壊れていた。何が起きたかわからない。怖くなり体が震え出す。遠くから何か放送する音が聞こえる。何を言っているのかわからない。テレビをつける。地

震ではなさそうだ。さらに怖くなる。怖くて寝られない。朝になると、たくさんのヘリコプターの音がする。テレビで事故の状態を知る。防災無線が鳴った。このような状況ではなかったかと、容易に想像ができます。日曜日の朝、被害状況の確認に行ったところ、何人もの方から同じ話をお伺いしました。不安な朝を迎えた方が多くいたことがわかります。

先の協議会での報告では、2時48分から消防車1台で広報したとありますが、ほとんどの方が確認されていません。防災行政無線を活用して、速やかに広報すべきではなかったのでしょうか。自宅から出ないようにと。私は、3時に小瀬川土手付近にいました。ほとんどの家は電灯がついている状態でした。窓ガラスの割れている状態も、何軒も確認できました。協議会で、「夜のため防災行政無線を使うと混乱する懸念があった」と報告をされましたが、被害現場付近を確認すれば、無線吹鳴すべきであったと、の判断があったかもしれません。火災の場合の招集は夜中でも吹鳴をします。今回の事故で、吹鳴しなかったことに、大きな疑問を感じざるを得ません。行政は、住民の命を守るもの。住民は、その信頼があるからこそ避難指示等、行政の指示に従うことができます。今回のように、爆発発生から5時間経過して吹鳴しても意味はなかったのではないのでしょうか。

また、自主防災会、自治会への連絡もしていません。このことから信頼を失いかねません。自主防災のリーダーが、住民から責められることも考えられます。使命感の強い自治会長などは、発災後すぐに被害状況の調査をしています。和木町では、発生後、速やかに消防団がガラスの除去などを行っています。そのことから、和木町は災害対策本部を設置したことが想像できますが、大竹市は警戒体制どまりです。民家への被害は、大竹市が最も多かったことが新聞報道されています。先にお話しした石油コンビナート等防災計画と市の災害対策本部マニュアルが対応していません。今回の、事故後の対応について、広報と信頼という観点から改善する必要がありますが、市長の御見解をお伺いをいたします。

登壇しての質問は以上です。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 乃美議員には、事故発生すぐに現場に出向いていただきまして、住民の皆さん方へのいろんな配慮また情報の収集等について持ち込んでいただきました。ありがとうございます。御提案をいただいての御質問ありがとうございます。

それでは、乃美議員の御質問にお答えいたします。

最初に、情報収集活動についてお答えいたします。

本市では、事故発生直後に岩国地区消防組合へ連絡し、三井化学株式会社岩国大竹工場で爆発事故があったことを確認したことを受け、午前3時に災害対応マニュアルを準用して、警戒体制を敷きました。すぐに情報収集活動を開始いたしましたが、事故の状況等の情報は入ってこなかったため、こちらから三井化学株式会社、和木町及び岩国市に電話をしております。しかし、三井化学株式会社には電話はつながらず、その時点では和木町及び岩国市にも詳細な情報は入っていないとのことでございました。

本年4月に岩国・大竹地区特別防災区域協議会が策定しました災害発生後の初動対応マニュアルでは、災害発生事業所は事業所内に現地連絡室を設置し、関係機関は必要に応じ

てそこへ職員を派遣して情報収集を行うこととなっておりましたが、本市では、災害現場の状況が把握できていない段階では、二次災害発生の危険もあると考え、職員の派遣は行いませんでした。

しかしながら今回の事故は、化学工場での爆発炎上ということから、消防では警戒体制を敷く前から独自に、大竹市民の安全を確認し安心を確保するため、午前2時24分には市内に有毒ガスが流れてきていないかを確認するため、ガス検知器での調査を開始しております。また、インターネット上で劣化ウランの書き込み情報を入手したため、情報の確認作業を進めるとともに、放射線量の測定の実施について指示いたしました。ガス検知の結果、異常はなく放射線測定の数値も自然界の放射線量内でした。また、風向きも北東で、大竹側に吹いていないことも確認されており、これらのことから市民の安全は確保されていると判断いたしました。

次に、市民への情報伝達活動についてお答えいたします。

防災行政無線を使用しての住民への広報は、事故当日の午前7時28分に市内一斉放送を実施しております。事故発生後、早期に放送を実施しなかった一番の理由は、避難勧告を発令するような緊急を要する状況になかったことが挙げられます。実際に事故発生直後から、消防が出動し警察のパトカーと連携しながら、屋外に出て様子を見られている方々に対し、屋内退避をお願いするなど、小瀬川流域を中心に広報して回っていましたし、ガス検知や放射線測定の結果に異常はなく、市民に対する不安をあおらないためということに加え、詳細な現場の情報を得ていなかったこともあり、防災行政無線の使用につきまして、夜明けを待ってからと判断いたしました。

次に、住民避難の対策につきましては、周辺住民の安全を確保するため、特別防災区域の事業所が取り扱う危険物や毒劇物の火災・爆発・漏えいなど、異常現象が発生した場合における被害想定シミュレーションを各事業所が作成し、それを石油コンビナート等防災計画に反映して住民避難の計画作成に役立てられるよう、現在、大竹市消防本部では、広島県に対して働きかけを行っている最中でございます。

次に、岩国大竹地区の訓練についてですが、本年2月24日に本市消防本部において、三井化学株式会社岩国大竹工場、三菱レイヨン株式会社大竹事業所、株式会社ダイセルの3企業と、国、広島県及び大竹市・大竹消防による図上訓練を実施しています。今後も継続的に訓練することとしていますが、広島県側での企業訓練であり、次回からは岩国地区との共同訓練も実施できるよう協議してまいります。

次に、三井化学株式会社岩国大竹工場の操業再開に対する対応についてお答えします。現在、事故原因の調査が行われている状況ですが、地元経済界や雇用への影響を考えますと、再発防止対策が確立された後、早期の復旧と停止プラントの操業再開が望まれるところです。市といたしましても、全力を挙げて支援を行う必要があると考えており、5月上旬には、県職員と同行し実際に支援の申し出をしているところでございます。

しかしながら、市民の方が操業再開に対して不安を感じておられることも事実でありますので、2市1町で設置しています対策協議会を通じまして、再発防止対策の情報については、市民の皆様へお伝えしていきたいと考えております。

最後に、今回の事故からわかったコンビナート災害への対応における課題でございます。

まずは、コンビナート地域が県境をまたいでいることから、行政間の情報伝達や連携において、十分でない点があったことが挙げられますが、本年4月から運用を開始した現地連絡室のあり方についても、今後しっかり検証する必要があると考えております。このほかにも、コンビナート災害に対する大竹市職員の災害対策運営マニュアルの策定の必要性が挙げられます。現在、本市では、風水害や地震に対するマニュアルは整備され運用されておりますが、コンビナート災害に対するものは整備されておきませんので、今回の事故の対応につきましては、風水害のマニュアルを準用して行いました。注意体制・警戒体制・本部体制はいかにするべきか、何人体制で臨むべきかなど、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上で、乃美議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） ありがとうございます。いろいろ御対応いただけるということが、市長のお話でよくわかったんですが。今回の事故対応は、基本的にアドリブ対応にならざるを得なかった。災害対策マニュアルを準用するという形で、アドリブ対応なので相当な苦労はあったろうなというふうに思うんですが。実際に、岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画、1冊の本であります。1冊の本であるんですが、中身は2冊の本です。岩国地区防災計画と広島県防災計画、2種類の本になってます。この垣根を、どこかで取り除いていかないと、また同じことが仕組みとして、先ほど言われた現地連絡室に情報をとりに行くんだということを、仕組みとして確立しておかないと、また何十年先かもわかりません、明日かもわかりません。事故はいつ起きるかわかりません。長いこと経過したときに、またアドリブ対応になるというのは最悪なケースだろうというふうに考えられますので、今後、どちらでどのように、広島県なら広島県でまた同じように石油化学コンビナートの防災計画を、広島県側と山口県側でばらばらに考えていくのか、その間を取り持つ先ほど言われた2市1町の協議会で、間を取り持って一生懸命、県境の問題、小瀬川で本当に分断されている防災計画を、小瀬川付近にする。この防災計画は、岩国側は旭化成まであります。大竹市側は、大竹明新化学までという計画ですので、県境の問題というのは相当、その2市1町でクローズアップしていかないと解決できない問題だろうというふうに思っております。ぜひ、その問題について、今後どういうふうに取り組もうとされるのか、お話を聞かせていただければというふうに思います。

○議長（西川健三） 危機管理監。

○総務課危機管理監（平池泰憲） 岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画についてでございますが、議員言われますように、岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画は、大竹地区そして岩国・和木地区編と分かれております。大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。早速、県が設置しております岩国・大竹地区石油コンビナート等防災対策連絡会議に対しまして、意見を上げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。御意見ありがとうございました。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） ありがとうございます。広島県側だけに、大竹市だけで上げるとやっぱり広島県側にしか上げようがないと思うんです。先ほど言われた2市1町のは和木・岩国・大竹の協議会で、しっかりそこを議論していただいて、お互いさまだと思います。和木町の小瀬川沿岸にいっぱい民家があるわけですから。お互いさまだと思いますので、その辺をじっくり協議会で議論をしていただいて、ここの工場で発災したときにはどういう対応が求められるだろうかというのをシミュレーションしながらやっていただければというふうに思いますので。

もう一点、先ほど言いましたように、防災、アドリブなどで市の中の問題として、先ほど市長も言われましたけど、ちゃんとした災害対策マニュアルの中に踏み込んでいくんだと、いろんな区分けをしていくんだと、警戒体制の。ぜひその辺を早く進めていっていただきたいなど。三井化学さんの再開までにということよりも早く、市内部の対応については、早急に対応をとっていただきたいというふうに思います。すぐに現地連絡室に行く態勢をとるとか、その辺を含めてとっていただければというふうに思います。

防災無線を吹鳴しなかったことが悪いことだとは言いません。ただ、家の窓ガラスが壊れた家の方の気持ちを考えてください。何の情報もない中、電気がついたからよかったですよ。電気もつかないなら最悪です。その状態の中で、不安の中で一夜を過ごされた気持ちの家の何軒があります。防災行政無線はスピーカーを選んで鳴らせますので、最も被害の大きかったところの地域には、「安全ですよ。」という放送はできないかもしれません。ただこういう行動をとってくださいと。家の中にいてくださいよというのだけはするべきではなかったかと、今でもやっぱり思ってますので、ぜひその辺も新しいマニュアルの中に、こういう夜中の場合の事故に対しては、こういう形で対応をとっていくんだというのを組み込んでいっていただければというふうに思いますので、御一考をよろしく願いいたします。

最後に、ことしの1月くらいに市の消防本部に電話して、「石コンの防災計画の何ページをちょっと見て。」言ったら、1分もかからずに「見ましたよ。開きましたよ。」という返事をいただきました。さすが消防職員だなと、常に携帯するし常にあるんだなというふうに思ったんですが、市の行政職の防災対策マニュアルを見直せばそうなるのかもわかりませんが、いろんなシミュレーションがある中で、石油コンビナート防災計画も、ある程度職員研修等通じて、周知をぜひしていただきたいなというふうに思いますので、事故がないにこしたことはないんですが、事故が起きたときに万全の対策をぜひとって、今からこれを教訓に、とっていただきたいというふうにご願いをして質問を終わります。

○議長（西川健三） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2～日程第7〔一括上程〕

報告第 4号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 5号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 9号 大竹市文化振興事業団の経営状況について

報告第 10 号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第1号))

議案第 42 号 平成24年度大竹市一般会計補正予算(第1号)

○議長(西川健三) 日程第2、報告第4号繰越明許費繰越しの報告についてから日程第7、議案第42号平成24年度大竹市一般会計補正予算(第1号)に至る6件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○議長(西川健三) 副市長。

[副市長 大原 豊 登壇]

○副市長(大原 豊) 報告第4号、報告第5号、報告第9号、報告第10号、認第2号及び議案第42号の6件につきまして、一括して御報告並びに御説明を申し上げます。

初めに、報告第4号繰越明許費繰越しの報告について、御説明申し上げます。

平成23年度から平成24年度へ繰り越す事業につきましては、既に御承認いただいておりますが、このたび一般会計への繰越計算書を調整いたしましたので、御報告をさせていただくものでございます。

第3款民生費の子ども手当等システム改修事業につきましては、児童手当法改正の国会審議が年度末となり年度内に完了しなかったため、繰り越したものでございます。

第8款土木費の玖波駅西口広場等整備事業につきましては、J Rからの用地取得及び物件補償について相手方との協議に時間を要し、年度内に完了しなかったため繰り越したものでございます。

県営事業負担金につきましては、広島県が施工する砂防の整備について、事業執行に応じて繰り越したものでございます。

駅小島新開線他2路線大竹駅東口広場整備事業につきましては、J R貨物代替道路の測量、実施設計及び物件調査業務等の実施におきまして、関係機関との協議や関係地権者との交渉等に時間を要し、年度内に完了しなかったため繰り越したものでございます。

第9款消防費の消防団資機材整備事業につきましては、事業完了までに時間的余裕がなかったため繰り越したものでございます。

第10款教育費の給食センター整備事業につきましては、事業完了までに時間的余裕がなかったため繰り越したものでございます。

以上、報告第4号の説明を終わります。

次に、報告第5号継続費繰越しの報告について、御説明を申し上げます。

こちらにつきましても、平成23年度から平成24年度へ繰り越す事業について既に御承認をいただき、このたび一般会計の繰越計算書を調整しましたので、御報告をさせていただくものでございます。

第10款教育費の小方小学校・小方中学校移転改築事業につきましては、平成23年度から平成24年度の2カ年の継続費を設定しておりますが、事業の執行状況にあわせて、平成23年度予算のうち5億6,559万400円を、平成24年度へ逡次繰越しをしたものでございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

続きまして、報告第9号、大竹市文化振興事業団の経営状況について、御報告申し上げます。

当事業団は、平成2年に発足し、市民の文化・体育の振興を図り、社会教育施設の管理運営など所期の目的に沿った運営を行っているところでございます。

それでは、事業概要について御説明申し上げます。

平成15年度から生涯学習課と連携し、総合市民会館、大竹会館、地区公民館及び図書館などの社会教育施設の管理運営や公民館講座、市民文化講演会などの社会教育事業、青少年健全育成事業及び放課後児童クラブの管理業務などを実施しております。また、スポーツ振興の分野においては、大竹駅伝や市民健康づくり大会などに従事いたしております。また、市との協定に基づき、職員の研修を実施しております。

次に、収支の状況でございますが、収入総額9,780万8,025円に対して、支出総額は9,282万713円でございます。市からの補助金収入9,780万円に対して497万9,287円が当年度の市への返還金となります。また、本事業団の当期正味財産増減額は1万1,576円の減額となります。なお、財務諸表につきましては、お配りしております決算報告書のとおりでございます。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

続きまして、報告第10号大竹市土地開発公社の経営状況について、御報告を申し上げます。

まず、一般会計の事業概要でございますが、平成23年度中に取得した用地はございません。処分いたしました用地は、玖波5丁目宅地造成用地及び南栄3丁目宅地造成用地の計2件を総額4,562万758円で処分いたしました。

次に、収益的収支につきまして御説明を申し上げます。収入総額は6,236万398円であり、支出総額は1億258万1,714円で、差し引き4,022万1,316円の純損失となりました。

続きまして、特別会計の事業概要について、御説明申し上げます。この特別会計は、岩国大竹道路事業に関する用地の先行取得を行うための会計でございます。平成23年度中の用地の取得面積は、4,670.32平方メートルで、取得費用は10億8,143万6,285円でございます。処分いたしました用地は、国土交通省による再取得用地で、処分面積は6,814.81平方メートルで処分価格は9億7,233万3,066円でございます。収入総額は9億7,241万9,972円であり、支出総額は9億7,233万3,066円で、差し引き8万6,906円の純利益となりました。なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので説明を省略させていただきます。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

続きまして、認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成24年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが明らかとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成24年度の歳入を繰り上げて、これに充てるための予算措置が必要となりました。しかしながら、市議会

を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年5月21日付で専決処分をしましたので、御承認をお願い申し上げます。専決処分いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に5億369万7,000円を追加し、予算総額を14億2,838万6,000円としたものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った平成23年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入の総額は12億4,346万9,664円となる見込みでございます。収入の主なものは、自然公園用地として一般会計が購入した大願寺地区や民間企業に売却した大願寺地区、岩国大竹道路整備事業に係る代替地として売却した晴海地区などの土地売却収入が、合計で約9億1,400万円、晴海商業用地の土地貸付収入が約2,500万円、一般会計繰入金が約3億500万円でございます。

歳出の主なものは、各造成地の維持管理経費や大願寺地区造成工事などの事業費、地方債の繰上償還を含む交際費などが約12億8,300万円です。これに平成22年度決算における繰上充用金約4億6,400万円を加えた歳出の総額は17億4,716万6,051円となる見込みでございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと5億369万6,387円が不足となる見込みであり、この金額を平成23年度の不足額として平成24年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

以上で、認第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

十

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ6,000万円を増額し、予算総額を144億6,018万8,000円にするものでございます。

内容としましては、小方小学校・小方中学校の移転改築に伴い、教育環境をより充実するための教育用備品の購入費を計上し、財源につきましては、小方財産区からの繰入金を充当するものでございます。

以上で、報告第4号、報告第5号、報告第9号、報告第10号、認第2号、議案第42号の報告及び提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件のうち報告第4号、報告第5号、報告第9号及び報告第10号の4件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第2号を採決いたします。

認第2号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって認第2号は、これを承認することに決しました。

議案第42号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第9〔一括上程〕

報告第6号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）

報告第7号 継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）

○議長（西川健三） 日程第8、報告第6号予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）及び日程第9、報告第7号継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○議長（西川健三） 上下水道局長。

〔上下水道局長 北地範久 登壇〕

○上下水道局長（北地範久） 報告第6号及び報告第7号につきまして、一括して御報告申し上げます。

初めに、報告第6号予算繰越しの報告について、御説明申し上げます。

本件は、平成23年度大竹市水道事業会計及び平成23年度大竹市公共下水道事業会計の建設改良費の繰り越しを地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、御報告するものでございます。

水道事業会計における繰り越しの内容でございますが、南栄2丁目及び3丁目地内配水管改良事業は、工事に伴って広範囲に赤水が発生することを抑えることや、迂回路を確保しながら交通規制を行うため、施工区間を分割したことで工事着手がおくれ、年度内完了ができなくなったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続いて、公共下水道事業における繰り越しの内容でございますが、処理場機器更新事業は、12月の点検時に停電にあわせ場内の機器点検を行ったところ、非常用自家発電機真空遮断装置と無停電装置の蓄電池の不良が発見され、早期に機器更新工事を発注しましたが、

両部品とも納期等に3カ月以上の日数を要することから、年度内完了ができなくなったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、報告第7号継続費繰越しの報告について、御説明申し上げます。

本件は、平成23年度大竹市公共下水道事業会計の継続費の通次繰越しを、地方公営企業法施行令第18条の2第1項後段の規定に基づき、御報告するものでございます。

継続費の繰り越しの内容につきましては、合流改善雨水滞水池設置事業の通次繰越しを行ったものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第6号及び報告第7号の説明を終わります。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第15〔一括上程〕

報告第 8号 専決処分の報告について（建物明渡等請求事件の和解）

議案第40号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議案第41号 市道路線の認定について

議案第43号 工事請負契約の締結について（給食センター建設工事（建築主体工事））

議案第44号 工事請負契約の締結について（給食センター建設工事（機械設備工事））

議案第45号 財産の取得について（給食センター建設工事に伴う厨房機器一式）

○議長（西川健三） 日程第10、報告第8号専決処分の報告についてから日程第15、議案第45号財産の取得についてに至る6件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○議長（西川健三） 都市環境部長。

〔都市環境部長 長谷川寿男 登壇〕

○都市環境部長（長谷川寿男） 報告第8号、議案第40号から議案第41号及び議案第43号から議案第45号までの6件につきまして、一括して御報告並びに提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、報告第8号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定で、議会の議決により指定された市長の専決事項に当たる市営住宅に関する和解について、5月11日に専決処分いたしましたので、その御報告をするものでございます。

和解の相手方は、議案に記載の方でございます。和解に至る経緯でございますが、市は

市営住宅の家賃等を長期にわたり多額に滞納している和解の相手方に対し、平成24年3月6日付で、広島地方裁判所に、大竹市営住宅管理条例第42条の規定により、住宅の明け渡し等を求めるため、訴えを提起しましたが、その後、裁判において、和解の相手方は居住の継続を希望し、分割納付することを前提に和解したい旨申し出があったことから、分割納付による完済が可能と判断し、和解をするものでございます。

和解の主な内容でございますが、市が和解の相手方に対してなした平成24年2月8日付、本件家屋の使用許可取り消しの意思表示を撤回し、引き続き本件家屋を使用することを許可すること。和解の相手方が、平成23年6月から平成24年4月までの未払賃料ないし賃料相当損害金として13万2,080円及び平成17年4月から平成23年4月までの駐車場代として18万3,600円の合計31万5,680円の支払義務があることを認めること、並びに市に対し未払金31万5,680円を、平成24年5月から平成29年6月まで毎月月末に5,000円ずつ平成29年7月に5,680円を分割して支払うこと。また和解の相手方が、分割金の支払いを3回以上怠り、その額が1万5,000円に達したとき、または月額賃料1万5,800円の支払いを3回以上怠り、その額が4万7,400円に達したとき、市は何らの通知・催告をせず、本件家屋の使用許可を取り消すことができること、並びに和解の相手方が本件家屋を直ちに明け渡すこととでございます。

以上で、報告第8号の御説明を終わります。

次に、議案第40号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

現在、本条例を適用する地区整備計画区域につきましては、第2条別表第1におきまして、晴海1丁目地区・晴海2丁目地区・晴海工業地区を対象地区としておりますが、今回、新たに大願寺地区を追加させていただくものでございます。大願寺地区につきましては、これまで市街化調整区域であったことから、都市計画における地区計画を定め、本地区の整備方針に適合した開発行為や小方小・中学校の建設事業を進めてきたところでございます。本年5月31日に、本市を含む4市4町で構成される広島圏都市計画区域の定期見直しの告示が行われ、大願寺地区が市街化区域に編入及び用途地域が定められました。今後、住宅地区におきましても、開発行為、建築行為が行われることになることから、大願寺地区のまちづくりのルールとして、市街化区域に編入及び用途地域が定められた時点で、速やかに本条例を改正する必要があると、議案を提出させていただきました。

改正の内容につきましては、大願寺地区を住宅地区と学校地区に区分し、第3条の建築物の用途の制限として、別表第2に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならないという項目と、建築物の敷地面積の最低限度の項目を追加しております。

具体的には、住宅地区におきましては、住宅、住宅兼用事務所、共同住宅、集会所、老人ホームなどの福祉施設、診療所などの建物、巡査派出所その他公益上必要な建築物、床面積150平方メートル以内の店舗などの建築物以外は建築してはならないこととしております。また、巡査派出所や公衆電話所を除いた建築物の敷地面積の最低限度を165平方メートルといたします。学校地区におきましては、大学及び各種学校を除く学校、児童厚生施設、保育所、床面積300平方メートル以内の自動車車庫及びこれらの建築物に附属する

建築物、地方公共団体が設置する学校給食センター以外は、建築してはならないとしております。附則でございますが、この条例は、法第68条の2第5項の規定に基づく国土交通大臣の承認のあった日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するとしております。

以上で、議案第40号の御説明を終わります。

続きまして、議案第41号市道路線の認定について、御説明申し上げます。

今回、提案いたしました御園6号線、7号線、8号線につきましては、御園1丁目地内における民間による開発行為によって生じた団地内の道路が公衆用道路として、本市に帰属されましたので、市道路線として認定しようとするものでございます。

次に、道路の概要につきましては、延長は御園6号線が271メートル、7号線が99メートル、8号線が99メートルで道路幅員につきましては、いずれも6メートルとなっております。

以上で、議案第41号の御説明を終わります。

続きまして、議案第43号及び第44号の工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

今回提案させていただきます給食センター建設工事についてですが、現在、稼働しております市内5カ所の給食調理場は、築後30年以上経過していることから老朽化が進んでおります。また、設備・機械器具の耐用年数もかなり経過していることに加え、これまで要望の強かった中学校での完全給食に対応するため、新たに給食センターとして施設整備を行うものでございます。

事業としましては、現在建設中の小方小・中学校に隣接した北側に、鉄骨造平家建て、延床面積が1,298.5平方メートルで、ドライシステム方式の施設を建築するものです。建築主体工事については、建築主体一式工事を、機械設備工事については、空気調和設備、換気設備等の工事を予定しております。

次に、入札方式につきましては、建築主体工事及び機械設備工事ともに公募型指名競争入札としております。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、4月10日に入札公告を行い、建築主体工事及び機械設備工事について、4月17日から4月24日まで、入札参加希望者の受け付けを行いました。その後、4月27日の指名業者審査会の議を経まして、入札参加業者を決定し、5月15日に入札を執行いたしました。入札参加者数は、建築主体工事は6社、機械設備工事は9社でした。建築主体工事及び機械設備工事いずれも調査基準価格を下回る入札者がありましたので、一旦落札を保留し、当該低価格入札を行った者に対する調査及び競争入札調査委員会による審議を行いました。

その結果、建築主体工事における落札者を株式会社増岡組広島本店とし、1億9,700万円の落札額に消費税相当額を加算した2億685万円で、5月31日に工事請負の仮契約を締結しております。また、機械設備工事における落札者を株式会社中電工廿日市営業所とし、1億1,570万円の落札額に消費税相当額を加算した1億2,148万5,000円で、5月31日に工事請負の仮契約を締結しております。

本案件は、以上２件の工事請負仮契約について、議会の御承認を得ようとするものでございます。工期につきましては、いずれも議決の日の翌日から平成25年２月28日までの約９カ月間でございます。

以上で、議案第43号及び第44号の御説明を終わります。

続きまして、議案第45号財産の取得について、御説明申し上げます。

本議案は、給食センターの建設に伴います給食調理に必要な備品類を調達するためのものでございます。蒸気回転釜、洗浄機器、消毒保管機器等の厨房機器に関する購入契約となります。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、４月10日に条件つき一般競争入札に付する旨の公告を行い、４月18日から４月25日まで入札参加希望者の受け付けを行いました。その後、４月27日の指名業者審査会の議を経まして、入札参加業者を決定し、５月15日に入札を執行いたしました。入札参加者数は３社でした。

その結果、５月21日付で日本調理機株式会社中国支店と納入価格２億1,000万円で仮契約を締結いたしました。予定価格が2,000万円以上であり、議会議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に該当いたしますので、本議会での議決をお願いするものでございます。

以上で、報告第８号、議案第40号から議案第41号及び議案第43号から議案第45号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本６件のうち報告第８号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第40号及び議案第41号は、生活環境委員会に付託いたします。

議案第43号、議案第44号及び議案第45号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第１６～日程第１８〔一括上程〕

認 第 １ 号 専決処分の承認を求めることについて

（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第３８号 大竹市税条例の一部改正について

議案第３９号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第16、認第１号専決処分の承認を求めることについてから日程第18、議案第39号に大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正についてに至る３件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○議長（西川健三） 市民生活部長。

〔市民生活部長 塩田小百合 登壇〕

○市民生活部長兼福祉事務所長（塩田小百合） 認第1号、議案第38号、議案第39号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）について、御説明申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律及びこれらに関連する改正法令が、平成24年3月31日に交付され、平成24年4月1日から施行されたことに伴いまして、直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定が必要となりましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付で、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、これの御承認をお願い申し上げます。

改正の主な内容でございますが、1点目として、固定資産税及び都市計画税に関する改正のうち、宅地等に対して課する固定資産税の負担調整措置を平成26年度まで延長するものでございます。ただし、住宅用地に関する据置特例の適用要件につきましては、負担水準が0.9以上のものとし、適用期間を平成25年度までとするものでございます。

その他の改正につきましては、固定資産の評価がえに伴い、平成21年度から平成23年度を、平成24年度から平成26年度に変更するため、字句と引用条項の整備を行うものでございます。

十

2点目として、個人住民税に関する改正でございますが、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を現行の3年から7年に延長する規定の追加、及び同じく東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除を平成24年度以降の年度分に適用するための規定の整備を行うものでございます。

附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては市民税に関するものは附則第2条、固定資産税に関するものは附則第3条、都市計画税に関するものは附則第4条に、それぞれ規定しております。

以上で、認第1号の御説明を終わります。

続きまして、議案第38号大竹市税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律及びこれらに関連する改正法令が、平成24年3月31日に交付されたことに伴いまして、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、まず1点目として、個人住民税の申告につきまして、公的年金に係る所得しかなかったものが、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告所の提出が不要になったことによりまして、第36条の2の規定を改正しようとするものでございます。

次に、2点目でございますが、公共下水道を使用する者が、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに設置した除害施設に係る課税標準の特例率につきまして、地方税法に

規定する範囲内で、市町村が条例で定めることとなったため、これまでどおり4分の3とするものでございます。施行期日に関する規定は、改正附則第1条に、経過措置に関する規定は第2条及び第3条に規定しております。

以上で、議案第38号の御説明を終わります。

続きまして、議案第39号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、所得税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、年少扶養控除等の廃止により、所得税が課されることとなったひとり親家庭等に対し、影響を遮断して不利益とならないようにするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、受給資格の基準である所得税を平成22年度の改正前の所得税法により算定しようとするものでございます。

附則でございますが、平成23年度中の所得に係る所得税の算定が、平成24年8月1日以降の資格についての審査から行うものでございますので、この条例の施行日を平成24年8月1日からとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、認第1号、議案第38号、議案第39号の御説明を終わります。よろしく御審議賜りまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本3件のうち認第1号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第1号は採決いたします。

認第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって認第1号は、これを承認することに決しました。

議案第38号及び議案第39号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第19 議案第36号 固定資産評価員の選任の同意について**

○議長（西川健三） 日程第19、議案第36号固定資産評価員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第36号固定資産評価員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

本市の固定資産評価員につきましては、従来から税務課長を選任しておりますが、固定資産評価員に選任しておりました税務課長の村田祐二氏が、去る3月31日付で退職いたしましたので、後任の固定資産評価員に現税務課長の佐伯隆文氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第36号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

+

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって議案第36号は、これに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第37号 大竹市事務分掌条例等の一部改正について

○議長（西川健三） 日程20、議案第37号大竹市事務分掌条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○議長（西川健三） 総務企画部長。

〔総務企画部長 太田勲男 登壇〕

○総務企画部長（太田勲男） 議案第37号大竹市事務分掌条例等の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴いまして、外国人住民の利便の増進及び行政の合理化を目的としまして、市町村が行っている現行の外国人登録制度が廃止され、新たに国が管理する登録制度となり、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなりますので、本市の事務分掌条例、印鑑条例、住民投票条例及び手数料条例の外国人登録制度に係る条文を改正するものでございます。

また、住民投票条例におきましては、住民投票における年4回の投票人名簿の定時登録を廃止し、住民投票の案件が起こった際の登録に変更することで、事務の効率化を図るとともに、その他法改正に伴う条文を整理するものでございます。

なお、施行日につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行される平成24年7月9日とするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第37号の提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第21 平成24年陳情第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情**

○議長（西川健三） 日程21、平成24年陳情第2号地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております平成24年陳情第2号は、生活環境委員会に付託いたしま



す。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月9日から6月18日までの10日間休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、6月9日から6月18日までの10日間休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。6月11日午前10時から総務文教委員会を、6月12日午前10時から生活環境委員会を、6月13日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後まちづくり対策特別委員会を、6月14日午前10時から安心安全対策特別委員会を、その終了後、議会改革調査会を、それぞれ開会する旨、各委員長から通告を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

6月19日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

12時08分 散会

十

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年6月8日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 田 中 実 穂

大竹市議会議員 山 本 孝 三

+

+

+